

# 第1章 計画の概要

## 1-1 計画の背景と目的

国においては、これまで自転車に関する諸課題への対策として、自転車道の整備等に関する法律（昭和45年法律第16号）に基づく自転車利用通行空間の整備や、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）に基づく放置自転車対策や交通事故防止対策等を推進してきた。

こうした中、自転車の活用による環境負荷の低減、国民の健康増進を図るなど新たな課題に対応するため、交通安全の確保を図りながら、自転車の利用を増進し、交通における自動車への依存の度を低減することによって、公共の利益の増進に資することを基本理念とする自転車活用推進法（平成28年法律第113号）が施行され、この基本理念に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、平成30年6月に自転車活用推進計画が閣議決定された。その後、持続可能な社会の実現に向けてより一層自転車の活用を図るために、令和3年5月に第2次自転車活用推進計画が閣議決定された。この計画に基づく取組により、安全で快適に自転車を利用できる社会が実現することで、自転車利用者の利便性が向上し、国民一人一人の生活の質の向上が期待される。

山形県においても、国の自転車活用推進計画を踏まえて、山形県における自転車施策の最上位計画として山形県自転車活用推進計画を令和元年8月に策定し、令和3年3月に山形県自転車ネットワーク計画を策定している。

本市では、「山形市発展計画2025（令和2年3月策定）」において、山形市基本構想に掲げた「健康医療先進都市」の確立に向け、「健康でいきいきと暮らせるまちづくり」を進めている。重点政策として「健康の保持・増進」を定め、健康寿命の延伸に向け、食事（S）、運動（U）、休養（K）、社会（S）、禁煙・受動喫煙防止（K）に留意する「SUKSK（スクスク）生活」を推進するほか、身近な場所で健康な体づくりができる環境整備として、サイクリングロードの整備検討を行うこととしている。

このような背景を踏まえ、本市は、自転車が安全・快適に移動できる環境整備を進めるため、自転車政策の総合的かつ効果的な展開に向けて、山形市自転車活用推進計画を策定する。

## 1-2 計画区域の設定

対象区域は、山形市全域を対象にする。

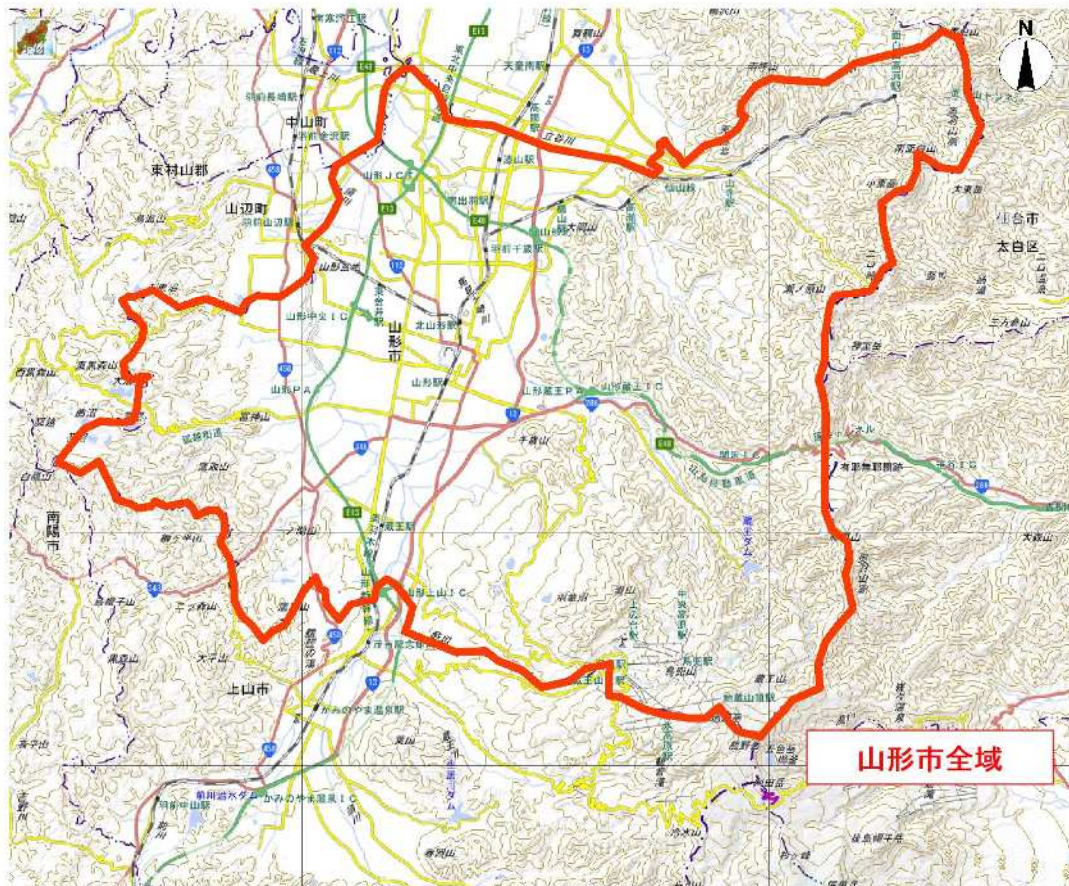


図1-1 対象区域の位置図

## 1-3 計画の期間：6年間

本計画の計画期間は、国の自転車活用推進計画（令和7年度まで）及び山形県の自転車活用推進計画（次期計画は令和8年度までを予定）の動向を踏まえて見直す必要があることから、計画期間を令和4年度から令和9年度までの6年間とする。

なお、関連施策や事業の進捗、社会情勢の変化、上位・関連計画の改訂等変更が必要になった場合は、計画を適宜見直す。

### 1-4 計画の位置づけ

本計画は、国が定める「第2次自転車活用推進計画」や山形県が定める「山形県自転車活用推進計画」の方針を踏まえつつ、本市における「山形市発展計画2025」や「山形市都市計画マスタープラン」、「山形市立地適正化計画」、「山形市地域公共交通計画」などの既存計画と連携を図りながら展開していく。

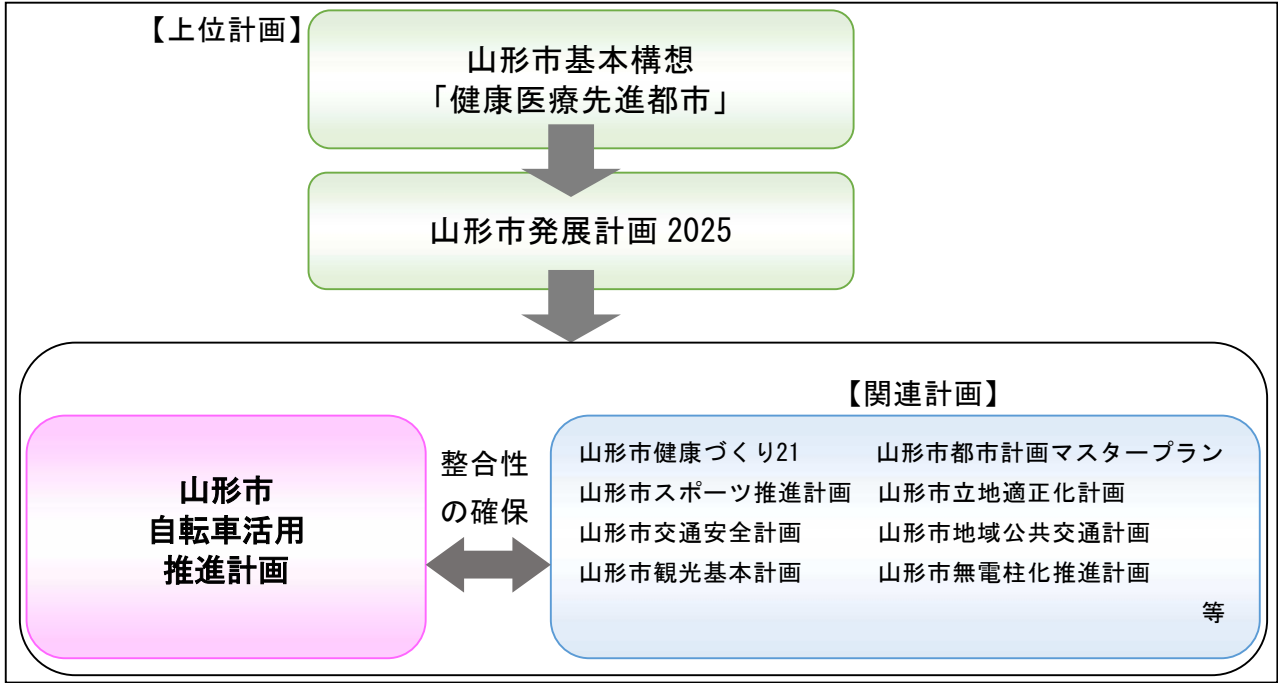


図1-2 本計画の位置づけ

### 1-5 検討体制

山形市自転車活用推進計画の策定に向け、関係団体・事業者（自転車専門店など）へのヒアリングや、市民アンケートを実施しながら、庁内関係課による施策や取り組み方針の検討を行った。

当該計画の検討にあたり、意見聴取や検討を行う組織として、有識者や関係団体・機関等で構成する検討会議を設置し、意見を集約して反映している。

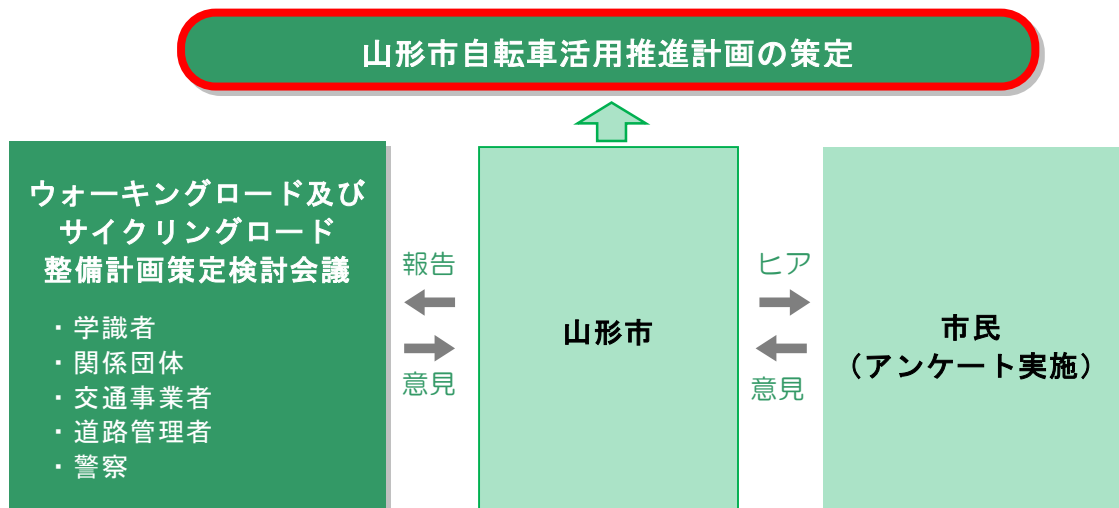


図1-3 検討体制